第二百十二条の四の表第九十一条の項中「第九十一条」を「第九十一条第一項及び第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
	普通地方公共団体の長	広域連合の監査を行う機関

第二百十二条の四の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十五条第一項」を加え、同表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第六項
	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
	同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者

第二百十二条の四の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第七項」を加え、同表第九十八条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第三項」を加える。

第二百十三条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」を「同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第七項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同条第四項において準用する同法第七十五条第五項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条、第七十六条第四項、第八十条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条第四項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十三条の二の表第九十一条の項中「第九十一条」を「第九十一条第一項及び第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項各号
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会

第二百十三条の二の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十六条第一項」を加え、同表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
	同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）